

一部事務組合下北医療センター議会第20回臨時会会議録

議事日程

平成23年11月28日（月曜日）午後3時開会・開議

第1 仮議席の指定

第2 議長選挙

第3 議席の指定

第4 会議録署名議員の指名

第5 会期の決定

第6 議会運営委員の選任

第7 議案一括上程、提案理由の説明

第8 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第10号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（2）議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について

（3）議案第12号 一部事務組合下北医療センター監査委員に選任する者につき同意を求めることについて

（4）議案第13号 平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算

（5）報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
（平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	川下	八十美	9番	宮野	昭一
2番	目時	睦男	10番	岩泉	盛利
3番	佐賀	英生	11番	吉田	光男
4番	濱田	栄子	12番	川村	隆之
5番	浅利	竹二郎	13番	八戸	義之
6番	大瀧	次男	14番	金森	一規
7番	鎌田	ちよ子	15番	竹内	典和
8番	岡崎	健吾	16番	宮川	尚

欠席議員（なし）

出席説明員

管理者	宮下	順一郎	むつ総合病院院長 兼事務局長	吉田	真
代表副管理者	金澤	満春	むつ総合病院 事務局長	田中	宏司
副管理者	飯田	浩一	国民健康保険 大問病院事務局長	佐藤	信彦
副管理者	太田	健一	国民健康保険 川内診療所事務局長	美濃	邦彦
代表監査委員	小川	照久	国民健康保険 協野沢診療所 事務局長	山本	信哉
むつ総合病院 事務局長	小川	克弘	国民健康保険 風間浦診療所 事務局長	佐々木	貞夫
事業本部 事務局長	鴨澤	信幸	東通地区 診療所事務局長	成田	孝志
事業本 部事務局長	川西	彰	佐井地区 診療所事務局長	中村	正和
むつ総合 病院事務局長	藤原	昭	監事	石田	武男
むつ総合 病院事務局長	山口	勝美	監事	星	久南
むつ総合 病院事務局長	光野	義厚	監事		
むつ総合 病院事務局長	杉澤	一徳			

出席事務局職員

事業本 部事務局長	飛内	導明	事業本 部事務局長	奥島	敏博
事業本 部事務局長	工藤	大介	事業本 部事務局長	藤井	剛

事業本部署 柳 田 雄 規

事業本部署 高 橋 征 志

◎開会及び開議の宣告

午後 2時56分 開会・開議

○副議長（岩泉盛利） ただいまから一部事務組合下北医療センター議会第20回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は16人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○副議長（岩泉盛利） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定いたします。

◎日程第2 議長選挙

○副議長（岩泉盛利） 次は、日程第2 議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、副議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（岩泉盛利） ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法につきましては指名推選とし、副議長において指名することに決定いたしました。

議長には鎌田ちよ子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました鎌田ちよ子議員を議長の当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（岩泉盛利） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました鎌田ちよ子議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました鎌田ちよ子議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

鎌田ちよ子議員にごあいさつをお願いいたします。

（鎌田ちよ子議長登壇）

○議長（鎌田ちよ子） 一部事務組合下北医療センター議会議長を務めさせていただきます鎌田ちよ子です。長年の懸案と悲願でありましたメンタルヘルス科診療棟の完成、そして内覧会が行われているこの日、このときに大役を拝命させていただきました。もとより微力ではございますが、誠心誠意全力で頑張ります。管理者はじめ皆様のお力添えを心よりお願い申し上げます。

○副議長（岩泉盛利） 鎌田ちよ子議長、議長席にお着き願います。

これで私の役目は終わりました。どうもありがとうございました。

◎日程第3 議席の指定

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第3 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により議長から指定いたします。

議員各位の議席番号と氏名を職員に朗読させます。

（事務局議席番号、氏名朗読）

○議長（鎌田ちよ子） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、1番川下八十美議員及び12番川村隆議員を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第5 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期につきましては、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第6 議会運営委員の選任

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第6 議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任につきましては、議会委員会条例第3条の規定により、佐賀英生議員、濱田栄子議員、大瀧次男議員、岡崎健吾議員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました佐賀英生議員、濱田栄子議員、大瀧次男議員、岡崎健吾議員を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第7 議案一括上程、提案理由の説明

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第7 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第10号から議案第13号まで及び報告第8号を一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） ただいま上程されました4議案1報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第10号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、去る11月1日に青森県人事委員会の勧告にかんがみ、職員の給料月額を改定するためのものです。

次に、議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてであります。本案は、同組合の構成団体として弘前市を加えること並びに共同処理する事務のうち市町村税等の滞納整理に関する事務に弘前市、黒石市、五所川原市及び三沢市を加えることに伴い、規約の変更について協議がありましたので、提案するものであります。

次に、議案第12号 一部事務組合下北医療センター監査委員に選任する者につき同意を求めることについてであります。本案は、議員のうちから選任する監査委員にむつ市議会選出の浅利竹二郎氏を選任いたしたく、提案するものであります。

次に、議案第13号 平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算についてであります。本案は、今回の東日本大震災において改めて重要性が認識されました災害時における医療機能の維持及び強化について、その向上を図るため、地域災害拠点病院でありますむつ総合病院の設備及び

装置のすべての電源を賄う自家発電設備を設置するほか、アンテナ設置型の高機能衛星電話及び応急医療資機材を整備するための補正でありまして、これにより補正後の収益的収支の予定額は収入が123億2,331万5,000円、支出が116億279万4,000円となり、また補正後の資本的収支の予定額は収入が21億6,672万円、支出が25億5,374万5,000円となります。

次に、報告第8号についてであります。本報告は平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算でありまして、平成23年度重症難病患者拠点・協力病院設備整備費補助事業として、むつ総合病院において在宅患者が使用しております人工呼吸器の停電時電源確保のため、無償で貸与する無停電電源装置及び非常用発電機を購入するために急を要したため、また暦年で刊行されている外国医学雑誌購入に係る契約締結に急を要し、その債務負担行為を設定するため、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました4議案1報告について、その大要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして、ご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鎌田ちよ子） これで提案理由の説明を終わります。

ここで議案熟考のため、20分間休憩いたします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時23分

○議長（鎌田ちよ子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（鎌田ちよ子） 次は、日程第8 議案審議を行います。

◇議案第10号

○議長（鎌田ちよ子） まず、議案第10号 一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑ありませんか。

1 番川下議員。

○1番（川下八十美） 議案第10号について質問をさせていただきます。

本論に入る前に、私45年間、直接間接市政に関与してまいりましたが、医療センター議会の議員になるのが今回初めてでございますので、本当に初心でございますので、至らない点がありましたらご容赦願いたいと思っております。よろしくお願いたします。

そういうことで、この一部事務組合下北医療センター職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案でございますが、ただいま管理者の提案理由、11月1日の県の人事委員会勧告に基づくものと、この点についてはご理解をいたすものであります。しかしながら、私たちむつ市議会は明日の開会でございます。市の職員の給与改正については、明日以後審議、可決されるか否決されるかは別といたしまして、審議されるわけでありまして、となりますと、医療センター議会が先に審議、先議されることになってしまうわけですが、私は懸念されるのは、大変失礼であります。郡部の大間さんや佐井さん、風間浦さん、それぞれの議会での人事委員会勧告に基づいた条例の改正はされておるものと思われませんが、私たちむつ市と医療センター、むつ総合病院は、懸念

がされる人事の交流、いわゆるむつ市の職員もセンターのほうにおいでになるわけでありまして、そうした場合に実際に市のほうが明日、私たちが今この議決した場合の整合性がどうなるのか、私は素人として非常に疑問に感じております。そういう点について、管理者は、同時にむつ市の市長でありますから、その整合性をどう私たちにご説明願えるのか、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 事業本部事務局理事、川西さん。

○事業本部事務局理事（川西 彰） ただいまの川下議員のご質問にお答えいたします。

基本的に、むつ市からの派遣職員につきましては、派遣元でありますむつ市の給与条例の適用を受けると、そういう決まり事になってございますので、もちろんセンターの生え抜き職員であればセンターの給与条例の適用を受けると。ですから、法律的にはそれぞれ当該条例に基づいて給与の改定が行われるということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 日程の調整を、やはりその部分の懸念は、ご指摘の部分は私も感じておりました。その部分において、日程を何とか調整をしたかったわけでございますけれども、万やむを得ずこの日しかなかったということでございます。そういうところで、ご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（鎌田ちよ子） 1番川下議員。

○1番（川下八十美） 私も一番懸念していた、例えば医療センター議会、私たちは3時からでありました。2時から下広さんのほうをやられていたと思うのでありますが、わずか1時間ですよ。これは、逆に私たちのほうが先だったら、正直言ってどうなるのかなというふうな懸念がありまし

た、はっきり言って。だから、それだけではなしに、やはり管理者、これから日程を組む場合においても、管理者非常にお忙しいことはわかりますが、特に今の市のほうの議会と各一部事務組合の医療、あるいは下広のほうの議会の時間のセットの仕方、議会の組み方、特にこういう議案が関連してくるわけでありますから、今後十二分な配慮の上で、しかも恐らく12月1日という一つの区切りがあるとするならば、やっぱりこの辺はもっともっと早くそういったセッティングをしなければ、もうあすあさってのことです。これは、市の本体のほうですけれども、即決にしなければならぬ事態も生じてくるわけでありますから、これは要望として申し上げておきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。

2番目時議員。

○2番（目時睦男） 議案第10号について、1点だけお尋ねをしたいと思います。提案の内容からして、それぞれの状況の中で、勤務をしている職員の労働条件にかかわる事案、議案であります。そういう観点からお聞きをするわけですが、この給与の改定、連動して期末手当にも関連していくわけですが、この内容について当該労働組合との協議がどのようになっているのか、この点についてまずお聞きをしたいと思います。

○議長（鎌田ちよ子） 鴨澤事業本部事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 目時議員のご質問にお答えいたします。

去る11月17日に組合とは交渉いたしまして、21日付でもって今回の提案するということについての確認書をいただいております。組合としても、了承いただいたものと思っております。

以上でございます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時議員。

○2番（目時睦男） 私もお聞きをしたところ、当局から提案があって、交渉の中で最終的には提案の内容で合意をしたと、このようなことで確認書も締結をしたというふうなことでお聞きをしています。

そこで、今後の取り扱いも含めて2点目の質問であります。ご案内のように私どもも平成17年のむつ市の合併以降の中で、医療議会のほうに議員として派遣をされて審議をしてきているわけですが、特にむつ総合病院の再建の問題、赤字、累積赤字等々の状況から、過去に何回かの人事委員会なり人事院勧告とは別に基本給の減額がされてきた経緯があります。それと、加えてもう一つには、これまでの状況の中で、看護基準の制度が10対1から7対1に基準看護を変えてきたと、こういう状況等々、これまでの状況であるわけですが、そういう状況を受けて、それぞれの職員の方々が頑張ってきた中での今日であるだろうと、私はこのように認識をしているわけがあります。そこで、お伺いしたいのは、今後の労使の協議のあり方というか、そういう点についてのどのようなお考えであるのかお聞きをしたいと思えます。

○議長（鎌田ちよ子） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） むつ総合病院の再建というふうなことの前段のお話でございました。第5次経営健全化計画、これを成し遂げたというふうなことは、非常に職員の方々の理解というふうなことで、今日議員のお話のように、さまざまな部分でご協力、ご理解をいただいたたまものであるというふうな認識は、目時議員と全く同じでございます。その部分において、今後労使の関係というふうなことでございますけれども、その部分については担当にお答えをさせますけれども、なし得たというものの、まだまだこれから、いついかなるときにまた冬の時代が来るかというふう

な、非常に綱渡りの経営状況であるということは一言申し添えさせていただきたいと、このように思います。

しかしながら、この達成ができたというふうなことは、職員の給与削減、そしてまたさまざまな部分でのご協力がなくしてはできないというふうなことは、認識をしっかりと私自身持っております。

○議長（鎌田ちよ子） 川西事業本部事務局理事。
○事業本部事務局理事（川西 彰） 目時議員のご質問にお答えいたします。

基本的に労使交渉のあり方ということだと思えますけれども、経営の状況によっては、一定の財源対策ということが当然なされるわけです。収益の確保、それから歳出のカット、両面にわたってそういう財源対策がなされるわけですので、その時々経営の状況によっては、そういう賃金カット等を含めた財源対策も当然あり得るということで考えております。

以上でございます。

○議長（鎌田ちよ子） 2番目時議員。

○2番（目時睦男） 私の質問は、質問の仕方が悪かったのかあれなのですが、私は意見も含めて再度答弁をお願いしたわけですが、私なりの認識としては、医療の充実を図っていく中では、現場第一線の方々の努力が患者さん等々に良好な医療を提供する源かなという感じもしているわけがあります。そういう面で見ますと、給与なり手当等含めて労働条件全般の部分については、それぞれの協議が合意を前提にして進めていくということが必要かと思うわけがあります。そういう面で、私が先ほど質問したのは、3回目ですが、労使合意を前提にした形の中で今後も労使協議のあり方として、そういう認識の中で進めていくのかどうか、この点について再度お聞きをしたいと思えます。

○議長（鎌田ちよ子） 鴨澤事務局長。

○事業本部事務局長（鴨澤信幸） 組合の方々とは、今後ともそれこそ誠心誠意を持って、双方合意のもとにやっていけるように交渉を進めてまいりたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

○議長（鎌田ちよ子） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇議案第11号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第11号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇議案第12号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第12号 一部事務組合下北医療センター監査委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり同意されました。

◇議案第13号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、議案第13号 平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算を議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鎌田ちよ子） ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇報告第8号

○議長（鎌田ちよ子） 次は、報告第8号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成23年度一部事務組合下北医療センター補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鎌田ちよ子) ご異議なしと認めます。よって、報告第8号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長(鎌田ちよ子) これで、本臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、一部事務組合下北医療センター議会第20回臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 3時41分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一部事務組合下北医療センター議会議長 鎌 田 ち よ 子

一部事務組合下北医療センター議会副議長 岩 泉 盛 利

一部事務組合下北医療センター議会議員 川 下 八 十 美

一部事務組合下北医療センター議会議員 川 村 隆